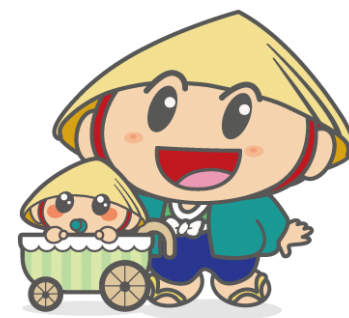












子ども・子育て関係 予算の概要について

子ども未来部



公立幼稚園の認定こども園化スケジュール

幼稚園名	H28年度	H29年度	H30年度	H31(R1)年度	R2年度	R3年度	R4年度	
笠縫東	 笠縫東こども園 開園 (幼稚園型)							
中央	(中央幼稚園と草津保育所を統合)	 草津中央おひさまこども園 開園 (幼保連携型)						
大路	(大路幼稚園と第六保育所を民設民営化)	 たちばな大路こども園 開園 (幼保連携型)						
志津	実施設計	増築および一部既存棟改修工事	既存棟改修工事	 志津こども園 開園 (幼稚園型)				
山田	諸調整	実施設計	増築および既存棟改修工事	 山田こども園 開園 (幼稚園型)				
玉川	諸調整	実施設計	増築および一部既存棟改修工事	既存棟改修工事	 玉川こども園 開園 (幼稚園型)			園庭整備工事
常盤			諸調整 実施設計	増築工事	 常盤こども園 開園 (幼稚園型)			修正設計 既存棟改修工事
老上			諸調整	実施設計	 老上こども園 開園 (幼稚園型)			一部既存棟改修工事
笠縫			諸調整	実施設計	増築および一部既存棟改修工事	 笠縫こども園 開園予定 (幼稚園型)		
矢倉				諸調整	実施設計 仮設園舎建設	 (仮称) 矢倉認定こども園 開園予定 (幼稚園型) 仮設園舎解体		既存棟改修・一部解体および増築工事 駐車場整備工事

公立幼稚園の認定こども園化は、令和3年度の整備工事で全て完了



病児・病後児保育運営費



事業概要

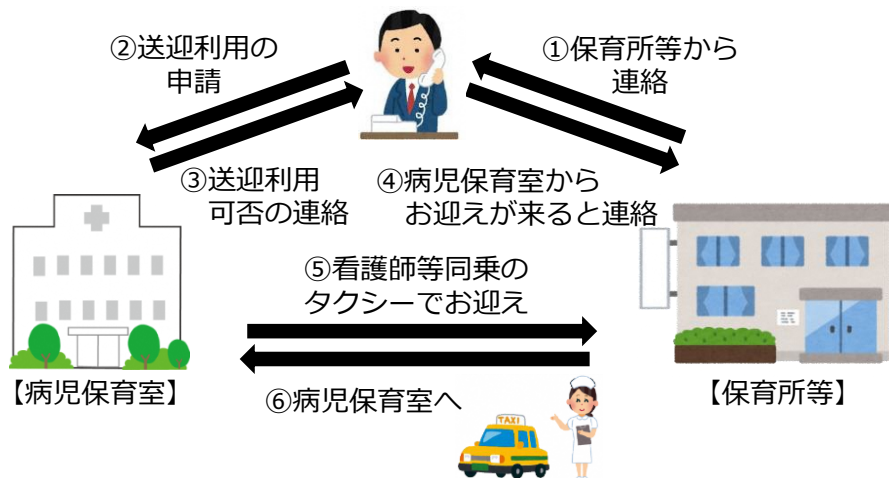
生後6か月から9歳（小学3年生）の児童が病気で保育所等に通えない場合に、看護師・保育士が連携し、病児保育室にて一時的に児童を預かります。

また、保育所等で急に児童が体調不良となった際、すぐに迎えに行くことのできない保護者に代わり、保育所等から病児保育室へ送迎を行うサービスを令和3年度から新たに導入します。

利用料（草津市在住）

利用料	基本分（8時～17時）	2,000円
	延長分（17時～19時）	500円/30分
病児送迎サービス		無料

■病児送迎サービスの利用イメージ



民設児童育成クラブ施設整備費補助金



事業概要

児童数や就労家庭の増加等に伴って児童育成クラブの利用者は年々増加傾向にあることから、受け入れ定員の拡大および多様な保護者のニーズに対応するため、民設民営による児童育成クラブの開設を支援します。

R3年度整備（R4年度開設）予定

3か所

※開設予定小学校区は、児童数、申込数の状況を検証したうえで決定

実績（参考）

開設年度	開設小学校区	民設定員増	民設定員計	公設定員計	公・民設定員計
H27	草津、渋川、笠縫	120	120	1,040	1,160
H28	志津、矢倉、玉川	110	230	1,120	1,350
H29	志津南、老上西、南笠東、笠縫	148	378	1,120	1,498
H30	志津、老上、笠縫東	110	488	1,120	1,608
H31 (R1)	草津、老上西	120	608	1,120	1,728
R2	志津、老上、笠縫、笠縫東	158	766	1,200	1,966
R3	志津、草津第二、渋川、玉川	160	926	1,200	2,126



草津市結婚新生活支援費



【事業概要】

結婚に伴う新生活のスタート時に必要な新居の購入や賃貸、引越しに係る費用の補助について、国の制度拡充に伴い、本市の補助対象を拡大し、経済的理由で結婚に踏み出せない世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【主な変更点】

	令和2年度	令和3年度
夫婦の年齢	34歳以下	39歳以下
夫婦の合計所得金額	340万円未満	400万円未満
補助上限額	30万円	29歳以下：60万円 39歳以下：30万円 ※年齢区分は夫婦いずれかの高い方による

特定不妊治療助成費



【事業概要】

特定不妊治療の一部助成について、国の助成制度拡充に伴い、本市の補助対象を拡大し、経済的負担の軽減を図り、出産を希望する世帯を広く支援します。

【主な変更点】

	国(県) 現行の支援制度	国(県) 支援拡充
所得制限	夫婦合計 730万円未満	撤廃
助成額	1回15万円 (初回のみ30万円)	1回30万円または10万円 (治療内容により異なる)
助成回数	生涯通算6回まで	1子ごと6回まで
対象年齢	妻の年齢が43歳未満	

市の助成額：県の助成額を控除した額の1回の治療につき**5万円**
(または2万5千円※治療内容により異なる)

多胎児家庭ホームヘルパー派遣費



【事業概要】

多胎児を養育する家庭を対象とした家事や育児の支援をするヘルパー派遣の利用期間について、多胎児を妊娠したときから子どもが1歳に達する日の前日までを3歳に達する日の前日までに拡大します。

【主な変更点】

	令和2年度	令和3年度
利用期間 (妊娠時から)	子どもが 1歳に達する日の前日まで	子どもが 3歳に達する日の前日まで
利用時間	上限120時間	
自己負担	なし	
サービス内容	家事援助(日常家事の範囲)および 育児支援(育児相談含む)	

養育費確保推進費



【事業概要】

ひとり親家庭が経済的に自立し、その子どもが健やかに成長するためには、確実な養育費の受け取りが重要であることから、養育費の取り決めにかかる公正証書等の作成のために必要な費用を支援し、ひとり親家庭の生活安定につなげます。

【主な内容】

補助対象経費	養育費の取り決めにかかる公正証書作成のための 公証人手数料や調停等申し立てに要する収入印紙代、 戸籍謄本等添付書類取得費用
対象者	ひとり親で補助対象経費を負担した人
補助上限額	1件あたり30,000円

